

## 【 F A Q (よくあるお問合せ) 】

( 1 ) F A Q (よくあるお問合せ) 設立編 .....	F A Q	2
( 2 ) F A Q (よくあるお問合せ) 運営編 .....	F A Q	6

## FAQ (よくあるお問合せ) 設立編

### Q 1

NPO法人(特定非営利活動法人)を設立したいのですが。

羽曳野市では申請前の事前相談を行っておりますので、ご利用ください。設立総会を開く前に、できれば、定款、設立趣旨書、2ヶ年分の事業計画書及び収支予算書を作成の上、アポイントをとってくださるようお願いいたします。(P 2 参照)

### Q 2

NPO法人(特定非営利活動法人)設立申請は、郵送でもできますか。

原則として申請書はご持参ください。

(お問合せ)

羽曳野市 市民人権部 市民協働ふれあい課 (TEL) 072-947-3609 <直通>

なお、羽曳野市では申請前の事前相談を行っておりますので、ご利用ください。

事前相談をご利用される場合は、設立総会を開く前に、できれば、定款、設立趣旨書、2ヶ年分の事業計画書及び収支予算書を作成の上、アポイントをとってくださるようお願いいたします。(P 2 参照)

### Q 3

NPO法人(特定非営利活動法人)設立申請書の收受証明書の発行はできますか。

收受証明書は発行していませんが、申請書や届出書の控えが必要な場合は、コピーを持参いただくと、窓口で申請書のコピーに受付印を押してお渡します。

### Q 4

NPO法人(特定非営利活動法人)設立申請に手数料(大阪府証紙、収入印紙等)は必要ですか。

手数料(大阪府証紙・収入印紙)は必要ありません。

### Q 5

NPO法人(特定非営利活動法人)設立を申請してから認証されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。

原則として申請後4ヶ月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。(P 1 2 参照)

### Q 6

NPO法人(特定非営利活動法人)設立申請中に、NPO法人(特定非営利活動法人)と名乗ることはできますか。

できません。NPO法(特定非営利活動促進法)では、NPO法人(特定非営利活動法人)でない者がNPO法人(特定非営利活動法人)を名乗った場合、10万円以下の過料の対象となります。(P 1 1 参照)

### Q 7

NPO法人(特定非営利活動法人)を設立するためには、資金や財産は必要ですか。

設立時の基本財産や過去の活動実績の有無などは、NPO法人(特定非営利活動法人)の設立要件ではありませんので必要ありません。(P 3 参照)

### Q 8

NPO法人(特定非営利活動法人)の名称に制約はありませんか。

他の法律で使用が禁止されている名称(社会福祉法人、学校法人等)や公序良俗に反する名称は使用できません。なお、既存のNPO法人と同じ名称をもつことに法令上の制限はありませんが、市民の誤解を招きやすいことからできるだけ避けるべきでしょう。また、NPO法人の名称として登記できない符号があります。詳細については、管轄の法務局(登記所)で確認してください。(P 1 7 参照)

Q 9

自宅や会社をNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所にできますか。

自宅（個人の住宅）であっても、そのNPO法人（特定非営利活動法人）の事業活動の中心となる場所で、一般的に、NPO法人の代表者（責任者）が所在して、その場所で継続的に業務が行われるのであれば、事務所とすることは可能です。

個人の住宅を主たる事務所にする場合は、そこに事業報告書等を備え置き、社員（NPO法人の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む）のこと）や利害関係人（NPO法人と取引等の契約関係がある者など）からの閲覧請求に対応することが可能であることが必要です。

また、所轄庁や利害関係者などが連絡を取れること（郵便が届くことや電話がつながることなど）も、当然必要となります。（P 2、P 8 参照）

Q 1 0

NPO法人（特定非営利活動法人）の特定非営利活動の種類が複数にわたっても問題ないですか。

問題はありません。ただし、定款に定める「目的」と「特定非営利活動に係る事業（法人の目的を達成するために行う事業）」の間で整合がとれている必要があります。活動の種類が多いから良いとか、1つしかないから悪いというものではなく、自分たちのミッションが何か、そのミッションを実現するための活動（事業）がどの活動の種類に該当するのか、という視点で選んでください。（P 3 参照）

Q 1 1

特定非営利活動事業とその他の事業の違いは何ですか。

「特定非営利活動に係る事業」とは、NPO法人の目的を達成するために行う活動です。「その他の事業」とは、それ以外の本来的な目的と直接の関係がない事業、例えば、運営財源の確保を目的とした事業や会員の相互扶助事業など、のことをいいます（平成15年の改正NPO法（特定非営利活動促進法）施行前は、「その他の事業」は「収益事業」と呼ばれていました。）。収益を得る事業であっても、法人の目的を達成するために行うものであれば、「特定非営利活動に係る事業」となります。

また「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区別に関わらず、物を仕入れて販売するような特定の3 4業種については法人税法上「収益事業」とみなされて課税される場合があります。詳細については、国税庁（税務署）で確認ください。（P 3、P 9 参照）

Q 1 2

NPO法人（特定非営利活動法人）が非営利法人である以上、収入を得る事業を行ったり、利益を得ると問題になるのでしょうか。

NPO法（特定非営利活動促進法）でいう「非営利」とは、「活動により得た利益を構成員（役員や社員）に分配することができない（内部分配の禁止）」という意味であり、収入を得る事業を行うことや、活動によって利益が出ること自体は問題ではありません。

ただし、活動により得た利益を構成員（役員や社員）に分配することはできないことから、それらは次年度の活動のために繰り越すことになります。また「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区別に関わらず、物を仕入れて販売するような特定の3 4業種については法人税法上「収益事業」とみなされて課税される場合がありますので、ご注意ください。なお、NPO法人（特定非営利活動法人）を解散する際の残余財産の帰属先は、NPO法に定める法人（国、地方公共団体又は定款で定めるNPO法人等）に限定されています。（P 3 参照）

Q13

NPO法人(特定非営利活動法人)の社員とはどういう立場の人ですか。

NPO法(特定非営利活動促進法)上の社員とは、NPO法人(特定非営利活動法人)の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体(法人含む)のことをいいます。一般的には、正会員と呼んでいるNPO法人が多いようです。

なお、よく社員と会員を混同される方がいらっしゃいますが、会員イコール社員ではありません。

会員には大きく言えば3つの種別があります。

1つは、一般的には「正会員」と呼ばれる、NPO法に定める「社員(NPO法人の構成員)」であり、もう1つはNPO法人が定める「社員以外の会員」、一般的には「賛助会員」と呼ばれるNPO法人のサポーターです。

最後に、NPO法人によっては「社員以外の会員」として、サービスを円滑に提供するために、サービスの利用者を会員として定めているところもあります。(P4参照)

Q14

NPO法人(特定非営利活動法人)の会員に対して、入会金や会費は必ず徴収する必要がありますか。また金額に制限はありますか。

会員に対する入会金や会費は、必ず徴収しなければならないというものではありませんが、徴収する場合には、NPO法人(特定非営利活動法人)の運営という観点から、重要な収入源のひとつとしてその金額を決定することとなります。なお、徴収する会費が高額な場合(所轄庁が社会通念にしたがって個別に判断)は、会員の種別によってその額に制限がありますので、ご注意ください。(P3、P4参照)

会員種別の例		注意点
正会員	NPO法(特定非営利活動促進法)に定めるNPO法人の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体(法人含む。)のこと。	正会員(社員)の入退会に不当な条件をつけることはできません。したがって、入金や会費が高額であり、このことが正会員(社員)の加入の自由に対する不当な制限とみなされる場合は、認証されません。
賛助会員	NPO法に定める社員以外の会員であり、法人のサポーターのこと。	NPO法人のサポーターですので、入会金や会費の金額に制限はありません。
サービス利用会員	サービスを円滑に提供するために、利用者を会員としている例がある。	NPO法人は、不特定多数のものの利益を図ることを目的としている法人であることから、サービス利用会員の入会金や会費が高額であり、サービスの提供相手が限定されてしま 場合は、認証されません。

Q15

NPO法人(特定非営利活動法人)の入会金及び会費は、出資金にあたるのですか。

入会金及び会費は、出資金ではありません。寄付金的な性格を有するお金と考えられています。また、NPO法人が会員等から出資金を集めることは、利益の分配を予定する等として認められません。

(P3参照)

Q16

役員(理事及び監事)がNPO法人(特定非営利活動法人)の社員になることは可能ですか。

また法人・団体が、社員になることは可能ですか。

いずれも問題はありません。

なお、理事は社員のほか、職員を兼ねることができます。ただし、監事は社員を兼ねられませんが、職員を兼ねることはできません。(P4、P5参照)

#### Q17

公務員・外国人・未成年者は、NPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員になることができますか。

・公務員については、NPO法（特定非営利活動促進法）上の制限はありませんが、地方公務員法などに関連する規定がありますので、勤務先の担当者にご確認ください。

・外国人や未成年でも役員や社員になることは可能ですが、住所や居住を証する書面等、必要な書類を提出する必要があります。

・特に、未成年者など法律行為能力が制限されている者については、法定代理人の同意等が必要です。（P4、P5参照）

#### Q18

親族だけでNPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員を構成することは可能ですか。

NPO法人（特定非営利活動法人）の私物化を避ける為に、親族が役員に就任することに関する制限規定があります。具体的には、次のとおりです。

・役員総数が6人以上の場合は、役員1人について、その親族（配偶者及び三親等以内の親族）の1人までは役員になることができます。

・役員総数が5人以下の場合は、1人も親族（配偶者及び三親等以内の親族）は役員になることはできません。

なお、社員についての制限はありません。（P5参照）

#### Q19

NPO法人（特定非営利活動法人）で役員に支払う報酬と事務局職員に支払う給料は違うのですか。また、支払う金額に制限はありますか。

報酬とは、役員としての活動に対して支払われるお金のことです。もっぱらその人の地位に着目して支払われるものといえるでしょう。

例えば、月に1度の理事会に出席し、その対価として報酬を受ける場合などです。

給料とは、事務局職員としての労働の対価のことです。役員であっても、職員として給与を得ている場合は当該給与は役員報酬には該当しません。また、会議に出席するための交通費などは、費用の弁償であり、こちらも役員報酬には当たりません。

職員の給料は、正当な労働の対価として支払われますが、あまりにも非常識な高給を支払えば、利益の分配と見られる可能性があります。このことは、役員の報酬についてもいえることです。（P3、P6参照）

#### Q20

将来、NPO法人（特定非営利活動法人）を株式会社や社団法人などに組織変更することはできますか？

NPO法人（特定非営利活動法人）から株式会社や一般社団法人・一般財団法人などに組織変更することはできません。また、株式会社、一般社団法人・一般財団法人、社会福祉法人などとの合併も認められていません。合併ができるのは、NPO法人同士に限られています。（P3、P84参照）

## FAQ (よくあるお問合せ) 運営編

Q1

NPO法人(特定非営利活動法人)の定款変更認証申請書・事業報告書等各種届出は、郵送でもできますか。

原則として郵送で受け付けることとしています。次のあて先まで郵送してください。

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1

羽曳野市 市民人権部 市民協働ふれあい課

Q2

NPO法人(特定非営利活動法人)の定款変更認証申請書や各種届出書の收受証明書の発行はできますか。

收受証明書は発行していませんが、申請書や届出書の控えが必要な場合は、コピーを持参いただくと、窓口で申請書のコピーに受付印を押してお渡します。

郵送で書類を提出される場合は、80円切手を貼付した返信用封筒(あて先を記載したもの) コピーを入れていただきましたら、受付印を押して返送いたします。

Q3

定款変更認証申請をした場合、認証までどのくらいの期間がかかりますか。

原則として申請後4ヶ月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。(P66参照)

Q4

NPO法人(特定非営利活動法人)の届出書等に使う印鑑は法人として登記しているものか個人印かどちらを使えば良いですか。

法人として登記をしている印鑑を使ってください。

Q5

NPO法人(特定非営利活動法人)の定款変更で、法務局にも登記の変更手続きが必要なものを教えてください。

「名称」、「事務所」、「目的」、「活動の種類」、「事業の種類」に変更があった場合は、法務局にも登記の変更手続きが必要です。また、「解散の事由を定めたとき」に、その事由に変更があった場合も同様です。

なお、上記以外に「理事の氏名及び住所」及び「資産の総額」についても登記事項とされています。「理事の氏名及び住所」については、同じ人が引き続き理事に再任した場合であっても変更があったものと取り扱われ、変更の登記はもちろん羽曳野市への届出も必要なことから、少なくとも2年に1度は登記の変更と羽曳野市への届出を行う必要があります。また、「資産の総額」については、羽曳野市への届出は必要ありませんが、毎年、決算後に登記の変更が必要となることとされます。(P48、58、66参照)

Q6

NPO法人(特定非営利活動法人)で事業を実施していない場合や事業報告書等の提出期限を過ぎた場合、提出は不要ですか。

事業を実施していない場合でも、定款に定める手続きを経た上で、毎事業年度開始後3ヶ月以内に、羽曳野市あてに事業報告書等を提出しなければなりません。

事業報告書等の提出期限を過ぎた場合は、直ちに提出してください。遅延理由書は不要です。提出がなければ、裁判所から過料に処せられる場合があるほか、3年以上にわたって提出がなければ設立の認証が取り消されることがあります。(P49参照)

Q7

NPO法人(特定非営利活動法人)の事業報告書等を提出しなかったために裁判所から通知がきて、過料を支払いました。過料を払ったので、事業報告書等の提出は不要ですか。

過料は事業報告書等を期限内に提出しないことに対するペナルティーですので、過料を支払ったとしても、事業報告書等の提出は必要です。直ちに提出してください。(P49参照)

Q 8

事業報告書等を期限内に提出することができません。どうすれば良いですか。

大阪府の条例で事業年度終了後 3 ヶ月以内と定められていますので、期限内に提出してください。

( P 4 9 参照 )

Q 9

NPO法人(特定非営利活動法人)の事業報告書等のひとつである「登記に関する書類の写し」はどのようなときに提出する必要がありますか。

登記に関する書類の写しについては、定款の変更に伴い、登記事項に変更のあった場合に限り提出してください。登記に変更があっても、定款に変更がなければ、この書類の提出は不要です。例えば、役員の変更は、登記の変更が必要ですが、定款は変更されないため、こちらの書類の提出は不要です。ただし、羽曳野市への役員変更等届出書の提出が必要です。( P 4 9 , 5 8 参照 )

Q 1 0

NPO法人(特定非営利活動法人)で、役員が再任の場合、理事から監事になった場合及び理事長を変更した場合は、役員変更等届出書の提出は必要でしょうか。

役員等の新任(欠員補充、増員)、再任(継続の場合も再任にあたります)、任期満了、死亡、辞任、解任、住所変更、改姓及び改名があった場合、また、理事から監事に変更となった場合は、羽曳野市長あてに「役員変更等届出書」を提出しなければなりません。また、同時に法務局へ登記の変更手続も必要となります。ただし、理事の身分は有したままでその職責が代わった場合(役員のなかで理事長と副理事長が交替したケースなど)は、「役員変更等届出書」の提出は不要です。( P 5 8 参照 )

Q 1 1

NPO法人(特定非営利活動法人)の役員を変更した場合の届出は、大阪府庁と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

どちらが先でもかまいませんが、役員の変更を行った後、遅滞無く羽曳野市長と法務局に届出てください。

( P 5 8 参照 )

Q 1 2

NPO法人(特定非営利活動法人)の役員や入会金・会費が変更になった場合、定款の附則の変更をする必要はありますか。

定款には「本則(いわゆる定款本文)」と「附則」があり、「附則」には「本則」を補足するため、設立当初の措置が定められます。したがって、役員の氏名や入会金・会費の額が附則にだけ定められている場合、附則の変更は不要です。逆に、会費の額等が本則に定められている場合は、定款変更が必要となり、市長の認証を受ける必要があります。( P 6 2 参照 )

Q 1 3

NPO法人(特定非営利活動法人)で役員が新たに就任した場合、役員変更等届出書の添付書類「役員の住所又は居所を称する書面」は、何を提出すれば良いですか。

住民票または登録原票記載事項証明書(いずれも本籍地や世帯主、続柄の記載は不要です。)を提出してください。いずれも発行日から 6 ヶ月以内のものがが必要です。

また、家族全員の記載があるものでも、本人の了承があれば提出していただけます。

なお、印鑑証明や、電子申請による住民票記載事項証明書は書類として認められませんので、必ず住民票または登録原票記載事項証明書を提出してください。( P 6 1 参照 )

Q14

NPO法人(特定非営利活動法人)の事務所の所在地を変更した場合の届出は、羽曳野市役所と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

どちらが先でもかまいませんが、定款に定める手続きに従って、定款の変更を行った後、遅滞無く羽曳野市長と法務局に届出てください。また、定款の本則に(第2条に記載されている場合がほとんどです)事務所の所在地を市区町村名までしか記載していない法人は、定款を変更するわけではありませんので、登記は必要ですが、羽曳野市長への届出は不要です。ただし、羽曳野市から連絡をさしあげることありますので、羽曳野市まで変更後の所在地と電話番号をお知らせくださるようお願いいたします。(P63参照)

Q15

NPO法人(特定非営利活動法人)の主たる事務所の住所表示が変更になった場合、定款変更届出書を提出する必要はありますか。

住所表示が変更になった場合でも、定款変更届出書を提出する必要があります。(P63参照)

Q16

他府県へNPO法人(特定非営利活動法人)の主たる事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

所轄庁は当該移転する都道府県の知事に変更になります。移転を希望する都道府県に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を窓口となる羽曳野市を経由して大阪府へ提出してください。なお、2つ以上の都道府県に事務所を設置している団体については、内閣総理大臣が所轄庁となります。(P62参照)

Q17

今度、府外でもNPO法人(特定非営利活動法人)活動を展開するのですが、所轄庁変更の手続きは必要ですか。

活動場所を府外にも展開するだけであれば、特段の手続きは必要ありません。ただし、活動場所の拡大に伴って事務所を大阪府外にも新設する場合、所轄庁は「内閣総理大臣」に変更となり、内閣総理大臣に対する定款変更認証の申請が必要です。必要な書類について内閣府へお問合せのうえ、窓口となる羽曳野市を経由して大阪府へ提出してください。(P62参照)

Q18

NPO法人(特定非営利活動法人)の定款の誤字・脱字の修正であっても定款変更認証申請が必要ですか。

誤字・脱字であっても定款を変更する場合は、定款変更認証の申請が必要です。(P62参照)

Q19

他府県から大阪府へNPO法人(特定非営利活動法人)の事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

所轄庁は大阪府知事となります。ただし、羽曳野市は大阪府から事務処理の権限が移譲されていますので、羽曳野市だけに事務所を設置する場合の手続きの窓口は羽曳野市となります。羽曳野市に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を移転前の都道府県へ提出してください。なお、2つ以上の都道府県に事務所を設置している団体については、内閣総理大臣が所轄庁となります。(P62, 66参照)

Q20

現在、NPO法人(特定非営利活動法人)の事務所を2つ以上の都道府県に設置しており、大阪府以外の他都道府県の事務所を閉鎖するのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

所轄庁は大阪府知事に変更となります。ただし、羽曳野市は大阪府から事務処理の権限が移譲されていますので、羽曳野市だけに事務所を設置する場合の手続きの窓口は羽曳野市となります。羽曳野市に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を内閣府に提出してください。(P66参照)